

令和3年（ネ）第194号 損害賠償請求控訴事件

控訴人 控訴人1 外5名

被控訴人 国

## 意見陳述

2023年（令和5年）10月31日

札幌高等裁判所第3民事部3係 御中

控訴人 1番（国見亮佑）

控訴人 2番（たかし）

第1 私たち、控訴人番号1番（国見亮佑）、控訴人番号2番（たかし）の二人は、交際を始めてから21年になるゲイカップルです。

結婚という未来を描けない日本で、法的には他人であっても、二人で築いてきた何の変哲もない日々の暮らしは、かけがえのないものです。

老後について考えが及ぶ年齢に差しかかってきた私たちですが、うれしいときも苦しいときも、これまで乗り越えて暮らしてこられたことは、自分たちが生きてきた証でもあり、二人の暮らしそのものがライフラインだったのではないかと、そう思っています。

第2 この裁判が始まってから5年近い月日が経っています。

2021年3月17日、札幌地裁は「同性間で婚姻を認められないのは、法の下の平等を規定する憲法第114条に違反する」と判断しました。

あの日、裁判長が判決文を読み上げていくなかで「異性愛と同性愛は性的指向が違うだけである」と明言したとき、涙が止まらなくなりました。私たちは特別扱い

を求めている訳ではなかったからです。

ただ当たり前前に存在する人として、裁判所という大きな場所で肯定された違憲判決の瞬間。

日々暮らす中では、残念ながらあまり感じる事ができない「人権」というものが本当にあったんだという気づきと、私たちもそこに入っているんだと言う大きな安心を感じることができました。

第3 この裁判の最中で気づいたことがあります。それは、「婚姻の平等」は私たち二人だけの話ではなく、それぞれの家族にも関わってくるテーマだということです。

裁判の数年間、同時にコロナで世の中の有り様が変わった時期と重なっています。

人と人のつながりが問われたコロナ禍が、少し落ち着いた一昨年、年末、控訴審の第2回目の期日には、控訴人番号1番（国見亮佑）の両親が本州の実家から来道しました。傍聴席から、控訴人番号1番（国見亮佑）の意見陳述を見てもらうことができました。

実家への帰省が途絶えていたなか、久しぶりの対面でした。

私たち二人とお互いの両親、計6人みんなで登別温泉に出かけました。

この日が、私たち家族全員が揃った最後の思い出になりました。

第4 今年の春、控訴人番号1番（国見亮佑）の父が入院しました。

余命3ヶ月。どこが原因かわからない、全身に転移している状態のガンが原発不明がんという病名であることを、私たちは初めて知りました。

父が亡くなる10日ほど前、病室での面会が叶いました。まだコロナ禍で面会制限が厳しく、法的には家族ではない控訴人番号2番（たかし）が面会できるのかど

うか、思い返すとそれは一か八かの賭けでした。

いざとなったら自分たちの関係を主張するために、自治体のパートナーシップ制度の証明書を手にしていましたが使わずに済みました。私たちは本当に運が良かったのだと思います。

「たかし、●●●●●（控訴人番号1番の本名）のことを宜しく頼むな」これが最後の父の言葉でした。

父の遺影は、みんなで行った登別温泉で撮った写真でした。

この先、高裁の判決の日も、父と母、両親二人で、また北海道に来てもらいたかった。

この裁判の5年間、唯一の心残りは、父に、この裁判の行く末を見せることが出来なかったことです。

第5 札幌地裁の違憲判決から2年半の月日が経ちました。札幌以外の各地裁でも前向きな判断が積み重ねられて来たにも関わらず、いまだ、この国の為政者は、制度よりも先に理解促進が必要であるとし、同性間の婚姻について否定的な立場を崩していません。いつまでも本質的な議論の手前にいることで、まるで私たちが諦めるのを待っているかのようです。

しかし、各種世論調査でも国民の6割以上が同性婚の制度化に賛成しています。これまで様々な機会に、この訴訟の話をしてきましたが、特に若い世代から「どうして同性婚が認められないのか」と、不思議そうな表情で質問が上がります。政治は変わりませんが、国民の意識は変わっています。同性間の婚姻を認めない今の国のあり方を諦めるのは、政治の方ではないでしょうか。

全国で共に闘ってきた原告や弁護団、家族や友人、この裁判を応援し見守ってきた様々な立場の人たちに、心から感謝を申し上げたいと思います。

控訴人番号2番（たかし）の母と姉は、毎回の期日に駆けつけてくれました。

たくさんの願いが集まって、今日まで続いてきた札幌高裁の判決が、温かく大きな力を持って、私たちの道を開くものになると心から信じています。

以上